| 第4回 横浜市 | (建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止に関する審議会会議録 |
|---------|--|
| 日 時 | 平成30年5月1日(火)13時55分~15時45分 |
| 開催場所 | 関内中央ビル 3 A会議室 |
| 出席者 | 出石稔会長、岸恵美子副会長、黒川哲志委員、佐藤麻子委員、田邊裕子委員、 |
| | 塚田順一委員、横塚靖子委員 |
| 開催形態 | 公開(傍聴者0人) |
| 議題 | 1 平成29年度取組実績について |
| | 2 平成30年度の取組の方向性について |
| | 3 個別事案対策検討プロジェクトの状況 |
| | 4 「ごみ屋敷」事例の調査について |
| | 5 その他 |
| 飛田課長 | 定刻より5分早いですが、「第4回横浜市建築物等における不良な生活環境の解 |
| | 消及び発生防止に関する審議会」を開催いたします。 |
| | 本日の進行を務めます健康福祉局福祉保健課 飛田です。よろしくお願いします。 |
| | 4月1日の人事異動で健康福祉局長、資源循環局長が代わっております。会議の |
| | 開催にあたり、田中健康福祉局長、福山資源循環局長より一言、挨拶をいたします。 |
| 田中局長 | 4月1日付けで局長に赴任した田中でございます。 |
| | 本日は、大変お忙しい中、「横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び |
| | 発生の防止に関する審議会」に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。 |
| | また、日頃から、横浜市政に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。 |
| | ごみ屋敷条例が施行されてから1年以上経過しました。皆様にはそれぞれの立場 |
| | から、地域住民の協力の得方や再発防止など、幅広く、また、熱心に議論してもら |
| | い、重ねてお礼を申し上げます。 |
| | 今日は1年間の取組状況の報告と、今後の方向性や課題についても議論してもら |
| | えればと思います。この間、事例を積み重ねる中で、関係者と協力することでうま |
| | く運ぶ事例も出てきました。連携が進んでいるところかと思います。 |
| | 一方で、区職員が粘り強く働きかけてもなかなか解消に結びつかない、中に入れ |
| | ないケースもあります。現場で大変苦労することも多くなってきたと聞いていま |
| | す。屋外の堆積はないものの、室内の堆積物が非常に多く、新たに排出支援におけ |
| | る課題なども見えてきました。これからまだまだ解決していかなければならないこ |
| | とが多々あろうかと思います。 |
| | 引き続き取組の推進に向けて、皆様の専門的な見地や、日頃の活動の中から見え |
| | てきたことを是非、忌憚なく意見や助言をもらえればと思います。 |
| 福山局長 | 資源循環局長の福山です。私も4月に着任しました。ごみ屋敷条例制定の段階か |
| | ら担当部署にいました。現在、1件1件ケースに当たって、寄り添った形で排出支 |
| | 援までに至ることは感慨深く思っております。先生方の助言のおかげです。改めて |
| | 感謝します。 |
| | 排出支援にあたっては、各区役所、福祉事務所、消防署、収集事務所の職員が情 |
| | 報を共有し、一丸となって取り組んでくれています。これまで専門的な立場で委員 |
| | の先生から助言や指導をもらったたまものだと思います。重ねてお礼を申し上げま |

す

様々な課題が見えてきたので、引き続き助言をもらえればと思います。

飛田課長

今年度、事務局の体制に変更がございましたので、変更のあった者のみ、御紹介 させていただきます。

齋藤、資源循環局家庭系対策部長です。

齋藤部長

齋藤でございます。

录用無

それでは、本日の議題に移りたいと思います。ここからは、会長である出石委員 に議事進行をお願いしたいと思います。

出石会長

では、本日の議題に移ります。

本日は全員出席です。「横浜市建築物における不良な生活環境の解消及び発生の防止に関する審議会運営要綱」第2条2項に基づき、本審議会は成立しています。 傍聴者はゼロです。議題(3)、(4)は非公開事案ですが、そのまま審議していきます。案件は「その他」を入れて5件です。それでは、早速、議題(1)の「平成29年度取組実績について」、事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

出石会長 塚田委員 ありがとうございました。ただいまの説明について質問や意見がありますか。 2ページの「各区主催の研修」は7区で実施しています。18 区でやらないのですか。

佐々木係長

28 年度に条例施行に合わせて実施した区を合わせると、この2年で約半数の区が開催しています。

塚田委員

1ページ1の(1)に「対策連絡会議は各区の要綱に基づき設置される」とあります。全ての区で実施しているのですか。

飛田課長

対策連絡会議は18区全部開いています。

塚田委員

私も誰も呼ばれていません。

飛田課長

それは区長を座長とし、市の職員で構成されています。ごみ屋敷の判定や対応方針等々を決めるものです。区の対策連絡会には、外部の人は入っていません。内部の会議です。

塚田委員

社会福祉協議会の会議でさえ、問題になって「困っている」というのが出るわけです。各区の連合も自治会も困っています。つくるなら全区つくってほしいです。この前見せてもらったのや今のもそうですが、そういうことを認識していないと、あんなごみがたまっているところは普通できません。それは課長や区の何人かの努力です。いずれ起きることは間違いないです。ある区で起きていることは、その他17区でも起きます。知っていないと困るのではないでしょうか。区長は2年か3年でいなくなります。私たちはずっと町に住んでいます。もめるのは町だし、困るのも住民です。やるなら18区でやって、こうしたら解決したということを教えてもらわないと、生半可では解決できません。個人や自治会が弁護士を呼んでやる力はないです。ですから18区平均的に行ってもらいたい。是非、今日みたいな内容、「こういうことがある」というのは知らせておかないと、起きてどうにもならなく

なってからやるのは大変です。

出石会長

ごみ屋敷がゼロという区もありますが、やはりほとんどの区にごみ屋敷があります。区主催の研修はやろうと思えばやれます。区と健康福祉局と資源循環局の連携でやるのはいいことですが、一番影響があるのは市民や自治会、社会福祉協議会などと連絡を取り合うのが大事だと思います。運用をしっかりやっていこうということです。

岸副会長

けっこう若い人が多く、複合世帯が多いです。単身以外の人はどういう家族構成 が多いですか。

佐々木係長

18 歳未満の子どもがいる世帯や、50 代の息子や娘と高齢者がいる世帯もあります。複合世帯で多いパターンは、まだ十分に把握しきれていません。

岸副会長

老老世帯だけではなく、18 歳未満のお子さんがいる世帯もいるということです ね。大変貴重な結果だと思います。

もう少し伺いたいのですが、資料2の2ページ、研修のことですが、e ラーニングをやっています。この内容と対象の職員を教えてください。

佐々木係長

e ラーニング教材は、4本作りました。1つ目が条例を作るに至った背景を説明するもの、2つ目が条例の内容を説明するもの、3つ目がごみ屋敷の判定に関するもの、4つ目が相談から支援までの流れを説明したものの4本を配信しました。対象は全ての職員です。

岸副会長

延べ視聴数はかなりの数だと思います。どれぐらいの割合の職員が視聴したので しょうか。何パーセントぐらいの人ですか。

佐々木係長

一人の職員が全ての教材を視聴したかまではわかりませんが、市職員に配信する と、約2万数千人います。延べ視聴回数からみると1回でも視聴した職員はある程 度いたのではないかと思います。

岸副会長

すごく人材育成をしているので、今後、一般市民の啓発も大事だと思います。市 民にも理解してもらい、予防的に介入してもらうということでは、今後、市民へも 活用したり、新たなもので啓発することを検討してもらえればと思います。

それから排出支援は大変な作業だったと思います。コスト換算するとどれぐらい になりますか。

排出支援を自治体でやっているところは横浜市しかありません。業者との契約で やったり、足立区のように一部お金を支援することはありますが、職員が実際に排 出支援することにより、コストが非常にかかるのか、それとも節約になるのでしょ うか。

服部課長

キロ 13 円の処理の料金だけをもらっています。運び出すのは全部市職員のマンパワーによるものです。それについて幾らというのは、民間事業者に特別、委託・発注しているわけではないので、金額の特定は難しいです。職員が時間を調整し、普通のごみ収集がない日に集中的に作業に投入できるように開けています。地域の清掃に行く時間がその分、後回しになっているかもしれません。費用については、このためにどのぐらいかかっているということはありません。ほかの自治体のように、持ち出しで新たに委託費用が発生している状況ではなく、与えられた人材の範囲で頑張っています。

岸副会長

延べ何人かとか、幾らかということで換算したほうがいいのではないかと思います。そうでないと、この業務に入っていなかったら、その間は何もしていないのかと誤解されかねません。

出石会長

職員の人件費はかかっていますので、現状を把握したほうがいいです。机上の計算でもいいので出しておいたほうがいいです。

服部課長塚田委員

今、持ち合わせていないだけで、資料としてはあります。検証は可能です。

やはり経費はかかっているわけです。もし仮に今後、横浜市条例が改正されて排出支援が有料になりますとした場合、今までは無料で、平成31年以降は有料、というようになります。それは今のままの説明だと納得しません。もしごみ屋敷になっていても「うちはやらなくていい」となります。

私の家の近くにものすごい家があり、玄関だけで片付けに5万です。ごみ置場まで 50 メートルもないのに、捨てません。毎年5万で、去年は2回やったので 10万です。経費はやはりきちんと計算すべきです。

京都では、20 時から朝6時まではごみ捨ては駄目で、つかまえていいです。横浜でこういう条例をやったら毎日つかまえないといけないので、資源循環局はごみ集めできなくなってしまいます。そのぐらいルールが守られていません。我々も是非、ルールが守られるように頑張りますが、経費は計算しておくべきです。

それから資源循環局で作業中に帽子をかぶっていない人がいるので、帽子をかぶせてください。絶対けがします。けがするのは一番嫌です。あれだけのことをやってくれて感謝します。

横塚委員

資料1ページで、「50代は若いのに、こんなに多いのか」と思いました。横浜市では65歳以上を高齢者ととらえていますが、私たちの感覚では、やはり70や75歳以上です。50代の人たちの原因をもっと突き止めて、未然に防いでいくのが大事です。行政の皆さんがこんなに苦労していらっしゃるのを知り、私たち民生委員や友愛推進員も、もっと現場を把握しながら、こんなにごみがたまる前に心の問題など手伝いできればと、つくづく感じました。

出石会長

これを見ると、非常に興味深い数字が出ています。統計を取ることも非常に大事です。これを踏まえて排出支援等を中心とした条例の運用をすることは非常に大切なことです。引き続き基礎データを集め、知見を生かして今後の取組につなげてもらえればと思います。

排出支援について「お金がかかるから市がやらない」となってしまうと、むしろ ごみ屋敷が増えてしまいます。市としての対応は非常に評価できます。

一番問題なのは、お金もそうですが、ごみ屋敷をいかに解消し、発生させないかだと思います。30年度の取組に生かしていければと思います。

続きまして、議題の(2)の「平成30年度の取組の方向性について」、事務局から 説明をお願いします。

(事務局説明)

出石会長

ありがとうございました。ただいまの説明について、御意見 御質問等はござい

ますか。

横塚委員

私はいい例を話したいと思います。これは(3)の未然防止・再発防止につながる かと思います。

私は緑区に住んでいます。

70 代の男性の方です。一生懸命、地元のために尽くしている人でしたが、だんだん同じことを繰り返すということが耳に入ってきました。少し認知症が入ったかと思われます。同年の男性が、近くにいて仲良しで、何回か訪ねていました。

日常的な応対は普通にできました。そうこうしているうちに、電話をしても出ません。家を訪ねてたたいて入ってみたら、相当のごみの山だというのが分かりました。仲良しの男性は、その人を担当している民生委員に伝えると同時に、地域ケアプラザの地域包括支援センターにも連絡しました。

すぐに所長と3人で来てくれ、三日間ほどで片付けました。結局男性は、お一人 での生活は難しいとのことで、今は施設を利用されています。

私どもの地域において、地域包括支援センターの皆さんがすぐとんできてくださるので感謝しています。

私が担当していた人のところも、業者を使わずに、私たち近隣の自治会長、民生委員、地域包括支援センター、緑区社協、緑区役所が一緒になって支援しました。 すごいものは専門職でないと無理でしょうが、そこに行くまでに何とかできること は地元で住民が頑張るべきだと思います。

(4)の専門職のスキルアップでは、専門職でないと無理なことはたくさんあると 思います。私たちは専門職ではないですが、地域で情報が入るので、一緒に仲間と してやらせてもらうことが将来大事かなと感じました。

出石会長

今の件は早期発見ということです。未然防止・再発防止は早期発見があれば比較 的早く片付けられます。

黒川委員

二番目の「行政の委託」は、どれぐらいのところを委託にするのが合理的だと考えていますか。

佐々木係長

これから検討を進め整理したいと思います。条例制定時に想定していたものとしては、例えば排出支援の際に、その搬出路をふさぐような樹木があった場合、樹木を伐採するような委託があります。また、隣接して飲食店があり、排出支援に伴って害虫が拡散する恐れがある場合に、必要最低限の駆除を行うことはあり得るだろうと考えてきました。その最低限はどこまでで、費用負担はどうあるべきか、あまり事例がなかったので、具体的に十分な検討をしてこなかったということがあります。事例も積み重なってきたので、今後検討していきます。

黒川委員

このごみ屋敷からの搬出は、通常の家庭からの廃棄物の収集・処理の一環として というラインは崩さないということですね。費用のことと併せて、特別なものだか ら、通常業務以外の体制で委託処理の仕組みをつくったほうが合理的ではないかと 思いました。

出石会長

職員が対応するというのは通常の収集と同じだから、費用を減免させることもできるしということで、そこを委託すると今度は委託料をどう払うのかという話になります。そこに関わらない部分の委託だとしたときに、その費用は市が負担するの

塚田委員

か、それも今後の検討です。今、考え中ということですね。

(4)の「専門職のスキルアップの支援」の背景に「精神疾患・発達障害」ということでした。そういう人ばかりがごみを集めるわけではないです。専門家といっても、日本にそんなにいるわけではありません。精神的に駄目だからとか、発達障害があるからごみ屋敷になるというような意識は、私は現実にはないと思います。逆にそういう人たちは、日頃から地域包括支援センターや色々な人が訪ねているはずです。そこの家の玄関が入れなくなることはあまりないと思います。

この(4)も、精神的な人とかそういう人が集めるという印象に取られないようお願いします。横浜は差別や区別をしないという意識を持ってもらわないと、一向に状況がよくならないで、悪くなります。これは、データ上まだ持っていないのですね。

横塚委員 佐藤部長

認知症の人を入れてもらいたいです。

必ずしも精神障害や発達障害の特性があるから、ごみ屋敷になるということでは ありません。そこは誤解を招くような表現になっているかもしれません。

ただ、精神疾患や発達障害を疑われる人で、ごみを集めてしまう事例も出てきています。そういう人への対応について、区のほうもアプローチの仕方が難しいです。 どのように支援していくべきかが非常に問題になっています。そういう意味で、専 門機関との連携のあり方について書きました。

岸副会長

海外の調査では、やはり精神疾患の人が多いということが出ています。特に若い人は、精神疾患の人がより多いのではないかと言われています。アメリカやイギリスでも、認知症の人に気をつけて、早く連絡してもらうように言っています。リスクが高いのは、精神疾患や認知症者が多いです。

ただ、一般の人でも「捨てられない」「片付けられない」となっています。普通の人なら信頼関係をつくれますが、ベースが精神疾患や発達障害、認知症はそこが 非常に難しく、スキルアップの支援が必要ということだと思います。

持ち込んでため込みをしている人が最も難しいです。精神疾患として「ため込み症」という診断ができました。

ただ、その原因が分かっていません。脳の微細な障害ではないかとか、ビタミンの欠乏ではないかとか、色々なことを言われています。

ため込みをする人は、一部の認知症でも統合失調症でもいます。強迫神経症といって、手を何度も洗わないと気が済まない人の中にもため込みをする人がいます。今回は、アメリカの精神医学会の中で「ため込み症」という診断基準をつくりました。ため込み症の人の対応が非常に難しいです。そういう人たちは思春期から発病することもあると言われています。つまり、二十歳前に発病する人もいるということです。そのときは親など「そんなものを集めてくるんじゃない」と、止める人がいました。大人になってくると自由になるので、どんどんためてきてしまいます。毎日拾ってくると、色々なものがたまってきてしまいます。客観的に見ると価値のないものや、ごみに見えるものを拾ってきてしまいます。

薬はなかなか効かないですが、本人が治したいと言ったら、海外では認知行動療法といって、専門の心理士や精神科医が行う治療法があります。それをしていても、

治したい人でないと治療に乗ってこないです。治したいと言った人でも、治療が成功するのはあまり多くないです。

海外でもすごく難しいと言われているので、専門職のスキルアップの支援はとても大事です。海外を見てもアプローチを 20 回以上やっていますが、それでも二、三割しか成功していません。

排出支援に行政の人が関わったりしていますが、どういうところに行政職員が関わり、どういうところで専門の人をちゃんと雇ってやるべきか整理することが必要だと思っています。行政の人が何十回も関わって、信頼関係をつくってやるケースもありますが、精神疾患になっていて、例えば統合失調症だと、無理やり介入してごみを撤去すると、ものすごく不安になり、場合によっては病気が悪化する人もいるので、非常に対応が難しいです。専門職の人がやっていくのか、ある部分からカウンセリングできる人に任せるという場合には、その人たちをきちんと委託するのかを検討する必要があります。本当に難しい事例があるので、全部一緒にできないです。

海外でも困っています。海外は比較的、屋敷が広いので、ためるところはたくさんありますが、日本の場合、高齢者の住まいで1DKぐらいしかないとあっという間にたまってしまいます。

今後、調査をする中で「この事例はため込みがあって難しいけれども、こっちは そうでもない」というふうに分けられると思います。対応を分ける中で、専門職の スキルアップや、専門職を雇うことを検討してもらえればと思います。

黒川委員

この条例3条の「基本方針」で書いてあるように、こういうものの背景には、地域社会における孤立等の生活上の諸課題があり得ることを踏まえ、寄り添った支援をする」という構造になっています。一般的に見たら踏み込みすぎで、過保護ではないかと思えるような施策もありましたが、条例をつくったときに議会でそうすると決まっています。それで解決するようにやるのがよいのではと思います。

出石会長

今の話だと、代執行してもこのため込みに対してはあまり効果がないことになりますか。

岸副会長

イギリスとかでは、一部の高齢者住宅などでは、不動産の管理者が、最終的に強制的な指導権限を持っているところもあります。基本的にはイギリスでは意思決定支援といい、本人がどうしたいかを大事にしながら支援しています。どうしても自分ではため込んでしょうがないという人が、「こういう法律ができたから駄目なのです」とか、「これ以上やるともう家を追い出されます」ということによって、あきらめがつくというか、認知が変わることによって解決することがあります。

出石会長 岸副会長 うまく使い分けるのでしょうか。

はい。

出石会長

確かに福祉的な対応は非常に大事です。

もう一つ、ごみ屋敷は近隣に大きな迷惑を与えています。その人たちの生活環境 はどうなるのかということがあります。

それから、これだけ職員が何十回と対応しているということだったら、職員が参ってしまうのではという気もします。横浜市では条例施行から1年ちょっとたっ

て、更に事例が積み重なっていけば、横浜方式でため込み症にどう対応するかとい うのは、研究材料としても大変有効でしょう。

岸副会長

寄り添いつつ、ある程度条例で抑止していくことが必要だと思います。ごみを全部撤去することはできないですが、近隣に迷惑な部分をどこまで条例でできるか、 自由権との関係で難しいです。

強制的にする前に寄り添い支援で信頼関係をつくり、専門職がサポートしています。それを継続しながら抑止する方向で横浜市がやってもらうことがすごくいい方向だと思います。単なる代執行や勧告ではないところが、私はこの条例で非常に重要なところだと思います。

出石会長

いずれそういうケースもまた出てくるかもしれません。今のところ市は見守り寄り添いを中心とした取組です。今日は今年度の取組で、代執行等の話はまた今後の事例で意見をもらいたいと思います。

佐藤委員

その診断基準はICDですか。

岸副会長

DSM-5です。

佐藤委員

そうすると、日本の精神医学会もそれに沿った診断ですか。

岸副会長

必ずしもそうではないです。病院内でも統一していたりしていなかったり、精神科医の中でもどの診断基準を用いるかは割と自由な部分もあります。DSM-5の診断基準を用いて診断する先生の中では、今、既に「ため込み症」と診断する先生もいます。

佐藤委員

疾病ということになると、民法上の判断能力の問題になってしまうかと思います。

出石会長

では、色々意見が出たので、引き続き今年度の取組を進めていただければと思います。

【議題3、議題4は非公開】

出石会長

続きまして、議題の(5)その他について、事務局から何かございますか。

(事務局説明)

出石会長

この任期でこのメンバーで行うのは今日が最後です。

議題は全部終わりましたが、全体をとおして御意見御質問等はありますか。

黒川委員

うまく解消しなかった事例ばかり見ていますが、解消事例の比率が非常に高いです。精神的に不安や問題のある人を上手に説得し、すんなりと解消したのでしょうか。

佐々木係長

すんなりとではないです。

解消した事例の中には、仕事が継続できず、気分の落ち込み、アルコール依存症があり、周囲からの孤立感を深めているケースがありました。その人には医療機関の受診を促しました。生活保護受給の手続時に親族に扶養照会したことで、親族からも見捨てられていなかったことが分かり、解消に結び付きました。このような事

| | 例も意欲低下やアルコールの問題が重なっていたと思います。現時点では、集めて |
|-------|---------------------------------------|
| | くるタイプではなく、片付けられなかったタイプのほうが、解消に結び付いている |
| | 形が多いのかなと思います。積み重ねて件数を整理したいです。 |
| 黒川委員 | 福祉的なアプローチが大体のケースではうまくいっていると評価をしていると |
| | いうことですね。 |
| 佐々木係長 | はい。 |
| 出石会長 | 今回の調査でその辺も少しあぶり出されるかもしれませんね。 |
| | それでは、以上を持ちまして、本日の会議は閉会といたします。皆様、お疲れ様 |
| | でした。 |
| | |
| 資 料 | 1 資料 |
| • | 【資料1】いわゆる「ごみ屋敷」対策事業体系図 |
| 特記事項 | 【資料2】平成29年度取組実績について(概要版) |
| | 【資料3】各区の「ごみ屋敷」の件数について |
| | 【資料4】平成29年度排出支援の実績について |
| | 【資料 5】 平成30年度の取組の方向性について |
| | 【資料6】個別事案対策検討プロジェクトについて |
| | 【資料7】「ごみ屋敷」事例の調査について |
| | 【資料8】平成30年度「ごみ屋敷」対策スケジュール |
| | |
| | 2 特記事項 |
| | 議題3(資料6)と議題4(資料7)は個人情報を含むため非公開です。 |